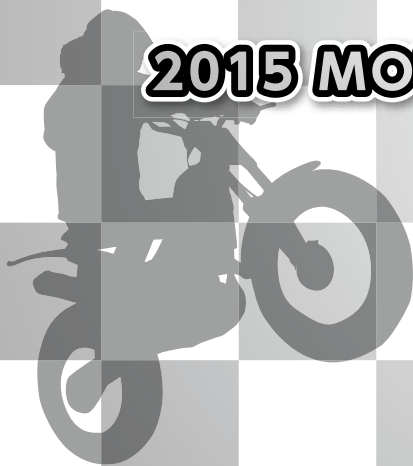


2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES



TRIAL

トライアル

CONTENTS

▼付則19 トライアル競技規則

《2015年トライアル規則 変更 追加 削除点》	244
1 トライアルの定義	245
2 完走者	245
3 適用の範囲	245
4 コース	245
5 セクション	246
6 障害	247
7 持ち時間 (タイムキーピング)	247
8 練習	248
9 出場に関する手続き	248
10 技術規則関連	248
11 ペナルティー	250
12 結果の記録	252
13 セクションの閉鎖	253
14 結果と順位	253
15 大会の中断	253
16 同点	253
17 賞	253
18 抗議	253
19 本規則の解釈	253
20 本規則の施行	253
付則 判例集	254

▼付則20 2015年全日本トライアル選手権大会特別規則

1 適用の範囲	257
2 セクションの認定	257
3 オフザベーションエンクロージャー	257
4 開催クラス	257
5 参加資格	257
6 出場料	258
7 セッケンナンバー	258
8 アシスタント	259
9 車両検査	259
10 スタート	260
11 結果の記録 (スコアカード)	260
12 時間 (タイムキーピング等)	260
13 ペナルティー	261
14 イエローカード	261
15 賞および得点 (ポイント)	262
16 同点	262
17 本規則の施行	262

▼付則21 トライアル基本仕様

▼付則22 国内トライアルの仕様

※変更点は太字で示されています。

《2015年トライアル規則 変更 追加 削除点》

付則19 トライアル競技規則

⑩ 技術規則関連

- 10-2-1 追加 ヘルメット及び装備品にはウェアラブルカメラの装着が禁止される。
- 10-3-3 変更 音量の規制値は、FIM方式（2mMAX）で測定し、2ストロークエンジンの場合：104dB/A・4ストロークエンジンの場合：106dB/A
※使用される騒音計による許容誤差：+2.0dB/A

⑪ ペナルティー

- 11-1-2 変更 スタート遅れ10分を超えた場合 失格
- 11-2-3-2 追加 ライダーがセクショントライ中にイグニッションキルスイッチのストラップに接続していなかった。

付則 判例集

- 2) 競技会の車両検査受け時に、ヘルメット検査が行われる。検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。
- 使用が認められない例
- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）がある場合。
 - 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕がある場合。
 - 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み）がある場合。
 - 4) 顎紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障がある場合。

推奨

ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しない事を推奨する。

付則20 全日本特別規則

⑬ ペナルティー

- 13-1-1 変更 スタート時刻…→10分以上の遅れは失格
- 13-1-2 変更 第一ラップ……→10分以上の遅れは失格
- 13-1-3 変更 最終ラップ……→10分以上の遅れは失格
- ※すべての20分を10分に変更する。

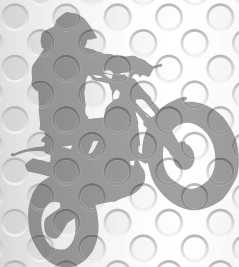
付則21 トライアル基本仕様

⑤ 音量規制

- 5-1～5-4 FIM方式（2mMAX）に変更した。

2015 MOTORCYCLE SPORTS RULES

付則19



トライアル競技規則

 MFJ TRIAL

ト
ラ
イ
ア
ル

1 トライアルの定義

- 1-1 トライアルとは、ライダーの技術及び正確性が結果の基盤をなすモーターサイクルスポーツである。
- 1-2 コースの中にセクションが配置される。
- 1-3 セクションとは走行するライダーの技術がセクション審判員（オブザーバー）によって観察され、減点が科される区間である。
加えてコースを走行するにあたり、コースの一部またはコース全体に時間制限が与えられる。
- 1-4 コースはクロスカントリーの地形（林道など）で構成されても良いし、インドアに設定されても良い。

2 完走者

完走者とは、車両自体の動力・推進力・重力等の自然現象及びライダー自身の筋力によって、人車一体となり、他人の力を借りずに規定された時間内にコース全体を走りきった者をいう。
なお、ライダー以外の車両移動は認められない。

3 適用の範囲

国内のトライアル競技会は付則19トライアル競技規則、国内競技規則（27～49頁）、及び各大会の主催者より配布される大会特別規則（公式通知等）によって開催される。

4 コース

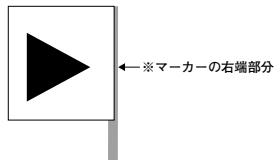
- 4-1 競技は大別して、同時にスタートして各セクションを自由にめぐる方式と、コースを定めて順次セクションをまわる方式がある。大会特別規則（公式通知等）で特に定めない限り、コースを定めて順にセクションをまわる方式が採用される。
- 4-2 コースとはスタート地点から最終ゴール地点まで、定められた順路全体を指し、コース全長は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 4-3 コースを定める場合、移動は原則として一方通行とする。例外的に交互通行となる場合、通路を分けしたり、オフィシャルを配置するなど、安全上の対策が施される。
- 4-4 主催者が特に認めた補助や、認められたショートカットコース（コースをセクション順にまわらずにパドックに戻るため、主催者が設定する通路、近道）の使用

- は例外的に認められる。
- 4-5 コースはコースマーク（案内矢印）、看板、コーステープによって表示されたコースを正確に通り、コースから外れてしまったライダーは、外れてしまった地点からコースに復帰すること。コース上では、大会役員、ライダーのみが車両に乗るまたは押すことができる。
- 4-6 セクション内を除き、コース上での部品や工具等の受け取りは許可されるが、車両の補修や部品交換作業はライダー本人が行うこと。
※全日本選手権ではルールが異なる（259頁8-3-1参照）
- 4-7 コースにはセクショントライの順番待ちも含まれる。
- 4-8 コースの移動は原則として時速20km以下とし、観客の安全を最優先に走行すること。
- 4-9 ライダーパドック
主催者の定めるライダーパドック（選手用駐車場）内であれば、車両の補修、部品の交換等の補助を受けることができる。

5 セクション

- 5-1 大会のセクション数は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 5-2 すべてのセクションには、セクション番号が明確に表示される。ライダーはその番号の順序に従って、第1セクションから順にトライすること（同時スタート方式を除く）。
- 5-3 すべてのセクションは、“セクション入口”を「IN」と、“セクション出口”を「OUT」と明確に表示される。
- 5-4 “セクション入口”と“セクション出口”の間のセクション区間内は、セクションテープ（色の区別はない）によって示される。これらのセクションを示すために使われるテープ、杭等のすべてを「セクション表示物」と呼ぶ。
- 5-5 セクションの幅は、200cm以上あることを原則とする。
- 5-6 各クラス用ゲート
ひとつのセクションを複数クラスが混走する場合、クラス別専用ゲート（セクション内をクラスごとに制限する関門のこと。左右一対のゲートマーカーで表示され、原則120cm以上の幅）を設ける。この場合、各クラスとも自クラスのゲートを通過すること。ゲートを通過する順番は自由とする。他クラス用ゲートは通過しても、通過しなくても良い。
- 5-7 ゲートはクラスを表示した側がイン側、裏側がアウト側とし、必ずイン側から進入しなければならない。
- 5-8 ゲートの示す範囲は、ゲートに示されている矢印の先端と先端の間（矢印の先端がマーカー端部に無い場合、マーカーの内側端部がゲートの示す範囲とする）と解釈する。前後タイヤは厳密にこの間を通過すること。

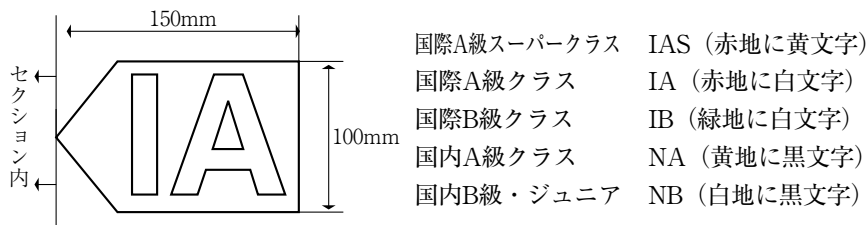
例：



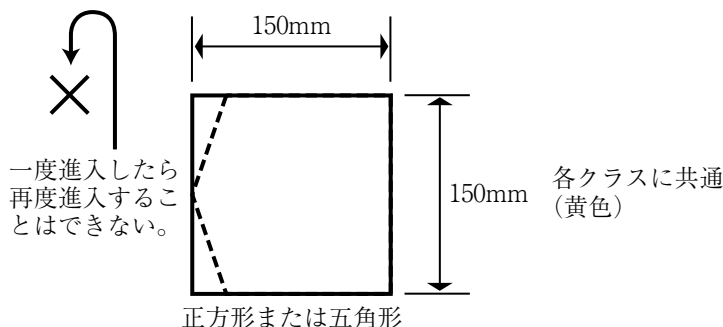
左記のような表示だった場合、矢印の先端でなく、マーカーの右端部分がゲートの示す範囲となる。

- 5-9 “ゲートマーカー” “進行方向表示ゲート（5-10-2参照）”への進入の定義は「左右のマーカーを結ぶ線を車両の一部が越えること」で進入があったとみなす。

- 5-9-1 セクション内にいる時間と減点が科せられる区間は車両のフロントホイールの中心（ホイールスピンドル）が“セクション入口”の表示を通り過ぎてから、“セクション出口”の表示を通り過ぎるまでとする。
- 5-9-2 セクショントライする際は、ライダーは必ずセクション審判員（オブザーバー）の許可を得なければならない。
- 5-10 クラス及びゲートマーカースの色
- 5-10-1 ゲートマーカース



- 5-10-2 進行方向表示ゲート
セクションの進行方向を特に定める場合、進行方向表示ゲートを左右一対で設ける。このゲートはすべてのクラスに適用され、いったん進入した後、再び進入することはできない。



トライアル



6 障 害

- 6-1 トライ中のライダーが予期しない障害物に妨害された場合、セクション審判員（オブザーバー）の判断によって再トライが認められる（トライ順は最初とする）。
- 6-2 再トライが実施される場合、セクションの最初から妨害のあった地点までの減点は最初のトライのものをそのまま有効とする。セクション持ち時間については、セクショントライの初めから計測されるものとする。

7 持ち時間（タイムキーピング）

- 7-1 持ち時間
ライダーの持ち時間は大会特別規則（公式通知等）に記載される。すべてのライダーに、完走するための持ち時間が与えられる。
- 7-2 スタート時刻管理
スタート時刻コントロールは、スタート地点で行われる。
- 7-3 ゴール時刻管理
大会特別規則（公式通知等）に特別に記載のない場合、タイムコントロールは最

トリアル競技規則

終セクションを出てすぐに、明確に設置される。最終ゴール地点でゴールチェック（車両チェック）を受けるまで、ライダーは競技継続中とされる。

- 7-4 セクション持ち時間
セクション個々に持ち時間が設定される場合、持ち時間はどのライダーにも同等に与えられ、時間管理の方法とともに大会特別規則（公式通知等）に記載される。

8 練習

- 8-1 大会日以前の設定されたコース内及びセクションでの練習は禁止される。
8-2 大会会場での練習が認められる期間と場所（ウォーミングアップエリア）は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。

9 出場に関する手続き

- 9-1 大会へのエントリー
出場申し込み方法の詳細は大会特別規則（公式通知等）に記載される。申し込み用紙に必要な事項をすべて記入し、定められた出場料を添えて申し込むこと。
- 9-1-1 締切日以降のエントリーは認められない。電話やFAXによる申し込み等、定められた以外の方法は認められない。
- 9-1-2 受理された車両は、同メーカー同型式の場合を除いて変更できない。しかし競技監督に書面で申し込み、許可が得られた場合は例外とされる（変更手数料5,000円）。
- 9-2 出場料
出場料は大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 9-3 アシスタントの登録
アシスタントの登録は、原則として全日本選手権のみ認められる。
- 9-4 ライダーに伴走する者が認められる場合、認められる行為等の詳細は大会特別規則（公式通知等）にて告知される。
- 9-5 ライダーのゼッケンナンバー
ライダーは、主催者から指定されたナンバーを車両検査までに、規定の書体、規定の色で記入すること。
- 9-6 出場者受付
大会当日にライダーの出場資格の確認を行なう。
決められた時間内にライダー（本人）またはチーム員等がMFJライセンス、参加受理書、健康保険証（コピー可）を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
出場者受付の時間は、大会特別規則（公式通知等）に記載される。
- 9-7 未成年者は競技会参加承諾書をライセンス申請時に提出するものとし、当該年度のMFJ公認・承認競技会において適用される。

10 技術規則関連

- 10-1 モーターサイクルの装備
10-1-1 車 両：車両は国際A級、国際B級は付則21トリアル基本仕様（263頁）に合致した車両。国内A級以下はトリアル基本仕様と国内トリアルの仕様（270頁）に合致したMFJ公認車両（※）でなくてはならない。改造されて型式が判別できないか、または車両検査に不合格となった車両は、出場が認められない。

※トライアルにおける公認車両とは「MFJ公認車両リスト（329頁～）」に掲載されたフレーム打刻とエンジン打刻が合致している車両のことを指す。

- 10-1-2 タイヤ：自由とするが、トライアル基本仕様3-13トライアルタイヤ（266頁）に準拠していること。
- 10-1-3 ガソリン：トライアル基本仕様
燃料、燃料／オイルの混合液に適合するガソリンだけが認められる。
- 10-2 ライダーの装備
- 10-2-1 MFJ公認ヘルメットの着用が義務づけられる。MFJ公認ヘルメットには、公認マークが貼付されている。※第3章「競技会」「15ライダーの装備」参照のこと。
ヘルメット及び装備品にはウェアラブルカメラの装着が禁止される。



- 10-2-2 服装は、長ズボン、長袖でなければならない。手袋、および足首以上を保護する突出部分のないブーツなど革靴が義務づけられる。
- 10-2-3 マウスガード（マウスピース）
口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガード（マウスピース）の装着が推奨される。マウスガード（マウスピース）の色は口の中の出血が見分けやすい明るい色が望ましい。
- 10-3 音量規制
- 10-3-1 競技前に、車両の音量が計測される。不合格の車両は、基準に達するまで調整したり、部品を交換することができる。
- 10-3-2 車検に合格したサイレンサーだけがマーキング（車検を受けた部品であることを証明するため、ペンキなど落ちにくい塗料で部分的に塗装すること）を受ける。
- 10-3-3 音量の規制値は、FIM方式（2mMAX）で測定し、2ストロークエンジンの場合：104dB/A・4ストロークエンジンの場合：106dB/Aとする。
※使用される音量計による許容誤差：+2.0dB/A
※または大会にて公示された大会特別規則に従い、測定も可能とする。
- 10-4 車両検査
大会当日出場資格の確認後、ライダーの車両検査を行なう。検査を受ける車両は、ライダー1名に対し1台に制限されている。
- 10-5 部品のマーキング
- 10-5-1 部品がマーキングされる場合は、⑨車両検査-3(259頁)参照のこと。
- 10-5-2 マーキングされた部品は、競技期間中交換が禁止される。
- 10-5-3 サイレンサーがマーキングされた後にダメージを受け、大幅に音量が増加した場合、サイレンサーを交換するか走行を停止すること。
- 10-5-4 サイレンサーを交換する場合、オフィシャルに申告すること。
- 10-5-5 サイレンサーを交換した車両は、最終ラップの車両チェック後、主催者によって車両が保管され音量検査が行われる。
- 10-6 ライダーの責任
マーキングが行われた場合、ライダーはパーツが適正にマーキングされたことを、自分の責任で確認してから競技を開始すること。
- 10-7 部品のチェック
主催者は、競技中にどの車両でも、いつでも部品をチェックすることができる。

マーキングされた部品からマークが消えていた場合、その部品を交換したとみなされる。

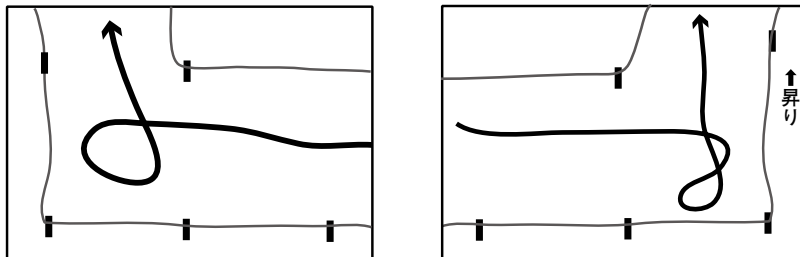
- 10-8 競技中のライダーと第三者間の電波を発する電子機器（無線機・携帯電話・Bluetooth等）による通信は一切禁止する。

11 ペナルティー






- | | | |
|-----------|---|---------------------|
| 11-1 | タイムペナルティー | |
| 11-1-1 | スタート遅れ1分まで毎 | 1点 |
| 11-1-2 | スタート遅れ10分を超えた場合 | 失格 |
| 11-1-3 | ゴールタイム遅れ | 失格（全日本選手権ではルールが異なる） |
| 11-2 | 減点 | |
| 11-2-1 | セクションにおいて | |
| | 一フォルト1回 | 1点 |
| | 一フォルト2回 | 2点 |
| | 一フォルト3回以上 | 3点 |
| 11-2-2 | フォルトの定義 | |
| | ライダーの一部または車両の一部（タイヤ、フットレスト（ステップ）、エンジンプロテクションプレートを除く）が地面に接したり、地形（地面、木、枝、壁、石、岩、杭などを総称して「地形」と呼ぶ）によりかかった場合。 | |
| 11-2-3 | “失敗（減点5点）”の定義 | |
| 11-2-3-1 | 当該セクション審判員（オブザーバー）の許可を受けた後、セクションインしなかった場合。 | |
| 11-2-3-2 | ライダーがセクショントライ中にイグニッションキルスイッチのストラップに接続していなかった。 | |
| 11-2-3-3 | “セクション入口”“セクション出口”“ゲートマーカー”“進行方向ゲート”の表示をリヤホイールがフロントホイールより先に通過した場合。 | |
| 11-2-3-4 | 自クラスゲートを通過しなかった場合。 | |
| 11-2-3-5 | 自クラスゲートにアウト（クラス表示なし）側から進入した場合。 | |
| 11-2-3-6 | 自クラスゲートマーカーに前または後ろのタイヤが接触した場合。 | |
| 11-2-3-7 | 自クラスゲートに進入した後、手前に戻った場合。また、いったん通過して逆側から進入した場合。 | |
| 11-2-3-8 | 進行方向表示ゲートをいったん進入した後、再び進入した場合。 | |
| 11-2-3-9 | ライダーが足を着く、着かないにかかわらず、車両が後退してしまった場合。 | |
| 11-2-3-10 | セクション内でライダーが外部からの援助を受けた場合。 | |
| 11-2-3-11 | ライダーまたは車両が、マーカーや杭などセクション表示物の現状を変化（テープ、マーカー、杭などに車両又はライダーが干渉して壊す、たるませる、移動させる、押し倒す、引きちぎる等の行為）させた場合。 | |
| 11-2-3-12 | ハンドルバーが地面に接地してしまった場合。 | |
| 11-2-3-13 | 足つき停止状態にある時、ハンドルグリップから手を離し、ハンドルグリップ以外の車体に触れた場合。
(注：安全上、眼鏡・ヘルメット等の修正を認めることを主旨とする)。 | |
| 11-2-3-14 | 車両のフロントホイールまたはリヤホイールが、セクションの境界（テープなど）上面を越えて接地した場合。 | |

- 11-2-3-15 車両のサイド、または後方に両足をつけて車両から降りてしまった場合。
- 11-2-3-16 車両が前進しない状態でライダーが足を着く、またはどこかに寄りかかっている、またはタイヤを除く車両の一部が地面及び地形に接している時に、エンジンが停止してしまった。
- 11-2-3-17 車両でループ等をおこない、その軌跡を前後輪で横切った（接触を含む）場合。

図A（ループで“失敗”とされる例）



- 11-2-3-18 時間内にセクションを完走できなかった場合。（セクション持ち時間がある場合）
- 11-2-3-19 当該セクションのトライ回避（エスケープ）をセクション審判員（オブザーバー）に申告し認められた場合。（申告エスケープの定義11-3）
- 11-2-4 セクション見落とし
 順次セクションをめぐる方式の場合、次のセクションにトライしてしまった。同時スタート方式の場合、カード提出時に採点パンチ等の記録がなかった。それぞれ見落とししたセクションに対して。また、両方式ともトライをしたがパンチ等を受けていなかった場合も同様の取り扱いとなる。 10点
- 11-2-5 ひとつのセクションで、いくつかの減点が累積する場合、もっとも重い減点だけが適用される。しかし以下の減点は加算される。
- 11-2-5-1 ライダーがセクションの状況を故意に変化させた。 5点（加算）
- 11-2-5-2 失敗後セクション審判員（オブザーバー）の指示に従わず、セクション持ち時間経過後も、セクションから出ない。 5点（加算）
- 11-2-5-3 セクションを1番から順にトライしなかった。 20点（加算）
 （順次セクションをめぐる方式の場合）
- 11-2-6 セクション審判員（オブザーバー）が、手またはプラカードで示す減点は暫定的なものであり、パンチカードなど記録用紙に記したものが、そのセクションにおける最終的な結果である。暫定的な表示から結果が変更されたり、競技監督から追加減点が通告される場合がある。

セクショントライへの減点は0・1・2・3・5				
減点ゼロ おみごと！ クリーンです	減点1 フォルト1回	減点2 フォルト2回	減点3 フォルト 3回以上	減点5 失敗です
				
セクション見落とし（次のセクションにトライしてしまった場合）は10点				

- 11-3 申告エスケープの定義
 ライダーが当該セクションのトライ回避を申告する行為。ただし、車両故障等に

トリアル競技規則

- より車両を放置し、ライダーのみでの申告はできない。
- 11-4 以下に記す罰金、失格は審査委員会の承認に基づき、競技監督からライダーへ通告される。
- 11-4-1 罰金
ライダーによるオフィシャルへの暴力的な言動、行動
10,000円以上50,000円以下の罰金
- 11-4-2 失格
ライダーは以下の行為により失格となる。
- 11-4-2-1 ライダーによるオフィシャルへの暴力的な言動、行動（重大な場合）。
- 11-4-2-2 ヘルメット未装着での走行。
- 11-4-2-3 大会日以前の設定されたコース内及びセクションで練習した。
- 11-4-2-4 競技期間中のセクションでの練習。
- 11-4-2-5 ゼッケンを他者と交換した。
- 11-4-2-6 車両規定に合致していない車両を使用した。
- 11-4-2-7 規定外タイヤの使用。
- 11-4-2-8 認められないガソリンの使用。
- 11-4-2-9 禁止された薬物の使用。
- 11-4-2-10 コース指示の見落とし（コースの定めがある場合）。
- 11-4-2-11 コースを見失った地点以外からのコース復帰（コースの定めがある場合）。
- 11-4-2-12 競技中の車両、またはライダーの変更。
- 11-4-2-13 大会で成績を上げようとしないライダー、他のライダーのアシスタント（全日本選手権のみ）のように働くライダー。
- 11-4-2-14 パドック以外の場所で給油（燃料タンク交換を含む）をした。
- 11-4-2-15 パドック以外の場所で、ライダー以外の者が車両補修や部品交換作業を行った場合（コース上での部品や工具等の受け取りは許可される）。全日本選手権に限り、当該ライダーに登録されているアシスタントのみライダーと同じ作業が許可される。
- 11-4-2-16 サイレンサーを交換した車両で、最終ラップのマシンチェック後、主催者によって車両の音量検査が行われ規制値を超えていた場合。
- 11-4-2-17 マーキングされた部品からマークが消えていた場合（部品を交換したとみなされる）。
- 11-4-2-18 当該大会に出場を認められたライダー以外の者によるセクショントライの順番待ち。
- 11-4-2-19 車両故障などでライダー以外の者が車両を移動させた。（コース内外等）
- 11-4-2-20 競技中のライダーと第三者間の電波を発する電子機器による通信。

12 結果の記録

- 12-1 スコアカード（パンチカード、記録カード）が使用される場合、溶けにくい素材でできたカードが配布される。
- 12-2 ライダーは自分のスコアカードに各セクションでマーク（パンチ）を受け、求められたときにはオフィシャルにスコアカードを手渡す義務がある。

13 セクションの閉鎖

- 13-1 競技時間が残されていても、最終ライダー通過後バックマーカー（セクション閉鎖を指示するオフィシャル）がセクションを閉鎖する場合がある。
- 13-2 同時スタート方式の場合、タイムスケジュールで定められた時刻にセクションが閉鎖される。

14 結果と順位

大会の優勝者は、完走者の中で、減点数がもっとも少ないライダーである。

15 大会の中断

大会が終了前に中断されてしまった場合、審査委員会はその大会を無効・取り消しとするか、その結果と賞を正当とするか、状況によって判断する。

16 同 点

- 16-1 同点が生じた場合、0点が最も多いライダーを上位とする。
- 16-2 依然として同点だった場合「1点が最も多いライダー、2点が最も多いライダー、3点が最も多いライダー」という順序で判断する。
- 16-3 それでも同点だった場合、少ないタイムペナルティーまたは、計測されている場合少ない所要時間で完走したライダーを上位とする。
- 16-4 所要時間を計測していない場合、最終ラップの成績上位者を上位とする。
- 16-5 最終ラップも同点だった場合、最終ラップの前のラップ、依然として同点だった場合さらにその前のラップという順序で判断する。

17 賞

得点は国内競技規則第3章競技会 [27公式得点（ポイント）]（44頁）による。

18 抗 議

- 18-1 抗議は国内競技規則第3章競技会 [31抗議]（46頁）による。
- 18-2 抗議は暫定結果発表後20分以内（全日本、地方選手権共通）に当該ライダー及びエントラント代表者だけが行うことができる。
- 18-3 セクション審判員（オブザーバー）が下した判定に対する抗議はできない。
- 18-4 車両の分解検査に要した費用は、抗議不成立の場合は提出者、抗議成立の場合は対象者が負担する。その費用の算定は車検長が行なう。

19 本規則の解釈

本競技規則及び競技に関する疑義または本規則に記載されていない事項については、大会事務局宛質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして扱われるものとする。

20 本規則の施行

本規則は、2015年1月1日より施行する。

付則 判例集

以下は現在までの適用例をまとめたものです。規則に準じて適用されます。

マナーに関することから

- 1) 競技中の事故や、競技の参加を取りやめる（リタイヤする）場合は、速やかに大会本部へ連絡すること。

コース、ウォーミングアップ

- 1) 競技開始前や終了後に競技車両でコース内に立ち入ったり、競技終了後にウォーミングアップエリアや競技エリアで練習することは禁止される。

ライダーの装備に関して

- 1) MFJ公認ヘルメットであってもMFJの公認マークが貼付されていない場合、特別検査によって公認ヘルメットであるかどうかを確認され、かつ安全性が確認されればその競技で使用することができる（検査料1,000円が必要）。

- 2) 競技会の車両検査受け時に、ヘルメット検査が行われる。検査に合格しなかったヘルメットは、当該ライダーの安全上その使用を禁止する。

●使用が認められない例

- 1) 帽体本体の樹脂部分に至る損傷（ひび割れ）がある場合。
- 2) 帽体本体の樹脂部分を削るようなスライド痕がある場合。
- 3) 帽体本体の発泡スチロールの緩衝材に損傷（ひび割れ・窪み）がある場合。
- 4) 顎紐取り付け部、Dリング取り付け部、紐自体の劣化等ヘルメットの固定に支障がある場合。

推奨

ヘルメットは使用頻度や保存状態で経年変化に差があるが、使用開始後10年を経過した製品は使用しない事を推奨する。

競技の進行に関して

- 1) ライダーはセクション内で一切の援助を受けてはならない（当該ライダーに登録されたアシスタントの口頭によるライン指示と時間告知は可能とする）が、“失敗”後は例外とする。

セクション関連

- 1) 複数クラスが混走し、クラス別ゲートが使用され、最下位クラス用ゲートが設けられていない場合、最下位クラスはセクション内のどこを通過しても良いと解釈される。
- 2) セクション内の同一ゲートを結ぶテープは、その対象クラスゲートの連続とみなす。ただし、減点対象となりうる行為は250頁ペナルティー[11-2-3-11]を適用する。

ペナルティー関連

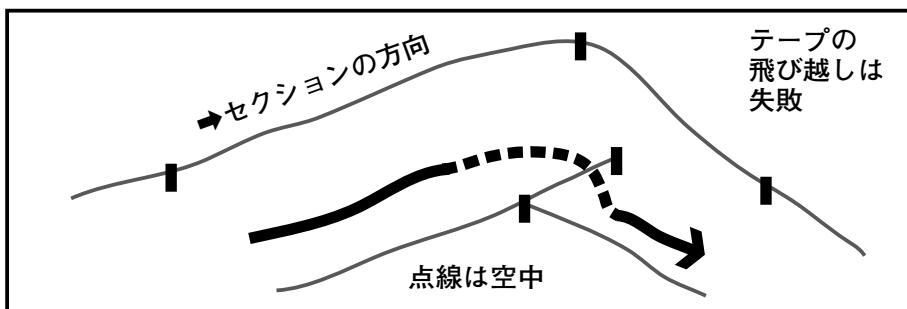
- 1) 以下の場合、フォルト1回とみなす。
 - フットレスト（ステップ）に足が乗っている場合でも、そのフットレスト（ステップ）上のつま先、側面、または足の裏部分が接地しバランス修正をした場合。
 - 体の部分で手、足についてはその付け根から先を同一とみなす。したがって足つきと同時ひざを接地しても、1回のフォルトである。
 - 足をついた状態でつま先とかかとを交互についた。
 - 足をついた状態のまま、引きずられてしまった。
 - 片足を軸にして、車両を回転させた。

—手を立ち木、壁についた。

—身体または車両（タイヤ、フットレスト、エンジンプロテクションプレートを除く）が地形にもたれかかり、バランスを修正した。

2) 以下の場合、“失敗5点”とみなす。

図B（テープを飛び越える失敗例）



“失敗”のペナルティーの対象となる「ライダーが外部から援助を受けた場合」には、登録外のアシスタントや他のライダーによるセクションの状況変化、ライン指示、時間告知等、あらゆるサポート行為が援助とみなされる可能性がある。

（当該ライダーに登録されたアシスタントの口頭によるライン指示と時間告知は可能とする）

3) タイムペナルティーは以下の基準による。

14:00分ゴールの場合、00分を1秒でも超えた時点でペナルティーの対象となる。

4) “失敗”となるエンジンストップの解釈は、原則として以下のような状況が同時に起きた場合を指す。

- ・車両が前進していない
- ・エンジンが停止している
- ・タイヤを除く車両の一部が地面および地形に接している。ライダーが足を着く。ライダーがどこかに寄りかかる。このとき“失敗”（5点）となる。

5) 以下の場合、“減点”または“失敗”とみなされない。

—ライダーの身体や車両（タイヤ、フットレスト、エンジンプロテクションプレートを除く）の部分が地形に接触したが、明らかなバランス修正はしなかった。

—セクション表示物（前または後ろタイヤによる自クラスゲートマーカーへの接触を除く）への単純な接触で、状況の変化はしなかった場合。

—テープの上からフローティングターンなどによりフロントタイヤ、リヤタイヤのどちらか片方がテープ外に出て、地形に接触しないでテープ内に着地した。

—V字型の地形でフットレスト（ステップ）がかみ込んで停止した場合、フットレスト（ステップ）に足が乗っていれば“足つき減点”にならない。そのフットレスト（ステップ）上のつま先、側面、または足の裏部分が接地していても、バランス修正が無い場合、足つき減点の対象とならない。

《環境への配慮》

トリアルは自然の中で行うスポーツです。このすばらしいスポーツを存続する為、競技中のみならず、日頃の練習時にもライダー・関係者に下記事項に注意いただきたいと考えます。

- ①全てのパーキングエリアを清潔に保つこと。
- ②パドックにおいては地面にオイル・ガソリン等をこぼさないようにマシンの下に環境マット（防水素材のシート）を使用すること。
- ③ゴミは全て持ち帰ること。
- ④地元住民に配慮し、通行時や早朝のエンジン音など注意すること。
- ⑤パーキング規制を重視し、緊急の場合のために通路を綺麗に保つこと。
- ⑥喫煙は指定場所以外では行わないこと。
- ⑦練習時間や練習場所は大会主催者の指定に従うものとし、自然破壊や近隣住民に充分配慮した行動をとること。
- ⑧パドック利用においては他人を敬い、必要以上のスペースを確保せず、譲り合いの精神を常に持つこと。
- ⑨パドックでの宿泊が認められた大会においては、周囲に迷惑のかかる行為（深夜に及ぶ騒ぎ声や飲酒等）は厳に慎まなければならない。
- ⑩パドック内における貴重品の管理は全て、各自で責任をもつこと。主催者・施設は一切責任を負わない。
- ⑪会場では常に防火対策に努め、ABC粉末タイプ4型（内容量1.2kg）以上の消火器を準備しておく。